

判決年月日	平成25年1月24日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年(行ケ)10285号		
<p>○原告が出願した第30類「あずきを加味してなる菓子」を指定商品とする「あずきバー」という標準文字からなる商標（本願商標）の商標登録出願に関する拒絶査定不服審判請求を不成立とした本件審決について、本願商標が指定商品について使用された場合、これに接した菓子の取引者、需要者は、小豆又はそれから作られたあんを含有する棒状の菓子を想起すると認められるから、本願商標は、指定商品の品質、原材料又は形状を普通に用いられる方法で表示したものであるが、原告は、昭和47年に「あずきバー」という商品名のあずきを加味してなる棒状の氷菓子（本件商品）の販売を開始しており、本件商品の販売実績及び宣伝広告実績並びにこれらを通じて得られた知名度によれば、本件商品は、遅くとも本件審決の時点において、我が国の菓子の取引者、需要者の中で原告の製造・販売に係る商品として高い知名度を獲得しているものと認められ、これに伴い、本件商品の商品名を標準文字で表す本願商標は、指定商品に使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものと認められ、かつ、本願商標は、商品の品質の誤認を生じるおそれがある商標ということとはできないとして、本件審決を取り消した事例</p>			

（関連条文）商標法3条1項3号，2項，4条1項16号

原告は、第30類「あずきを加味してなる菓子」を指定商品とする「あずきバー」という標準文字からなる商標（本願商標）の商標登録出願について拒絶査定不服審判請求をした。

特許庁は、①本願商標は、これに接する取引者、需要者に「あずきを原材料とする棒状のアイス菓子」を容易に認識させるものであり、その指定商品中の「あずきを原材料とする棒状のアイス菓子」に使用しても、その商品の品質、原材料又は形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である（商標法3条1項3号）、②本願商標は、これに接する取引者、需要者に「あずきを原材料とする棒状のアイス菓子」を容易に認識させるものであるから、それ以外の商品に使用するとき、その商品の品質について誤認を生じさせるおそれがある商標である（同法4条1項16号）、③原告には、「あずきバー」という商品名のあずきを加味してなる棒状の氷菓子（本件商品）の販売期間、販売数量、宣伝広告等について相当程度の実績があると認められるものの、使用に係る商標が本願商標と同一の商標と認めることができず、また、実際に使用している商品が「あずきを原材料とする棒状のアイス菓子」のみであるから、本願の指定商品と同一の商品であると認めることもできないものであるため、本願商標は、その指定商

品に使用された結果，需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものとは認められない，として上記請求を不成立とした（本件審決）。

本判決は，次のとおり判示して，本件審決を取り消した。

「あずき」という語を食物の名称の冒頭に付した複合語は，一般に，小豆又はそれから作られた成分を含有する食品を意味するものと理解され，「バー」という語は，菓子類の名称の一部として用いられた場合，棒状の形状を有する菓子を意味するものと理解されるから，本願商標が指定商品について使用された場合，これに接した菓子の取引者，需要者は，小豆又はそれから作られたあんを含有する棒状の菓子を想起すると認められ，本願商標は，「あずきバー」という標準文字からなるものであるにすぎないから，指定商品の品質，原材料又は形状を普通に用いられる方法で表示したものというほかない（商標法3条1項3号）。

しかし，原告は，昭和47年に「あずきバー」という商品名のあずきを加味してなる棒状の氷菓子（本件商品）の販売を開始しており，本件商品の販売実績（例えば，平成22年度に2億5800万本）及び宣伝広告実績（例えば，テレビコマーシャルの放映料は，平成20年以降，毎年1億2000万円超）並びにこれらを通じて得られた知名度によれば，本件商品は，遅くとも本件審決の時点において，我が国の菓子の取引者，需要者の間で原告の製造・販売に係る商品として高い知名度を獲得しているものと認められ，これに伴い，本件商品の商品名を標準文字で表す本願商標は，指定商品に使用された結果，需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものと認められる（商標法3条2項）。

そして，本願商標は，上記のとおり，指定商品に使用された場合，これに接した菓子の取引者，需要者は，小豆又はそれから作られたあんを含有する棒状の菓子を想起し，本願商標が商品の品質，原材料又は形状を表しているものと認識すると認められる一方，本願商標には，それ以上に商品の品質について特段の観念を生じさせる部分が存在しないから，本願商標は，商品の品質の誤認を生じさせるおそれがある商標ということとはできない（商標法4条1項16号）。